

関税率表解説改正の概要

改正箇所		改正事項
19.05	ワッフル	最終製品の水分量が 10%を超えるワッフルについては、現行では E ノートの規定からその他のベーカリー製品として 1905.90 号に分類されているが、水分量に関わらずワッフルとして 1905.32 号に分類することが決定されたので E ノートの水分含有量の数値基準を削除する（OP も同時に改正）。
29 類総説 29 類第 10 節 29.35	無機化合物と有機化合物の区別、スルホンアミド	28 類（無機化合物）と 29 類（有機化合物）との区別、複素環式化合物の分類及びスルホンアミド、くえん酸シルデルフィル（バイアグラの主成分）の分類を明確化するために、各々についてより具体的な記述にした（技術的改正）。
29.37	ホルモン等	ホルモンの作用を持つメトレレプチンはレプチンの構造類似体であるとして 29.37 項に分類されること、またドパーミン等の神経伝達物質にはホルモンの作用がないことから、29.37 項から除外されること等を明記した（技術的改正）。
29.41	抗生物質	ファロペナム等 3 物質が抗生物質に分類されることを明記した（技術的改正）。
30.02	毒素	毒素は項の規定から 30.02 項に分類されているが、現行の E ノートでは「バクテリアによって分泌される毒」との記載がある。毒素は、植物由来のもの（例えば、aviscumine）もあることから、これらを明確化した（技術的改正）。
30.04 30.06	移植用骨片代用品（bone graft substitute）	医療用硫酸カルシウムからなる移植用骨片代用品（bone graft substitute）は、30 類注 4 (f)の接骨用セメントには該当せず、医薬品として 30.04 項に分類されることを明確化した。
33.04	しわの除去用の皮下注射用ゲル	天然の重合体（ヒアルロン酸）を含有する、しわ等の除去用の皮下注射用ゲルは、治療用の物品でなく、見た目を向上させる物品であることから、美容用の調製品として 33.04 項に分類されることを明記した。
第 39 類総説 40.08	39 類での紡織用繊維の織物類	39 類総説及び 40.08 項での「紡織用繊維の織物類」の定義を明確化した。
41 類総説	原皮となめし革	原皮（41.01～41.03）となめし革（41.04～41.06）の分類を明確化した。
61.04	女子用スーツ	女子用スーツ等の定義について男子用スーツの記載を女子

	等	用スーツの記載を準用していたが、61.04 項に明記することで分類の明確化を行った。
84.24 84.79	除雪用の塩及び砂の放散機	除雪用の塩等を貯蔵、粉碎及び噴霧する機能を有する本品は、現行 E ノート 16 部注 3 の「主たる機能」は、噴霧機能ではなく、また、16 部の各項には該当する機能がないことから、機械類(固有の機能を有するものに限る)として、84.79 項に分類されることを明記した(OP も同時に改正)。
85.17	LAN 関連機器	順番の入れ替え
85.23	不揮発性データ記憶装置	外部データを記録する半導体の不揮発性データ記憶装置が 85.23 項に分類されることが決定されたのに伴い、これを明確化した。
85.36	接続箱	接続箱のうち、電気的接続手段又はそれらの装置を有しないものは、材質分類を行うことを明確化した。
94.01	自動車用安全シート(チャイルドシート)	自動車用安全シートで、飛行機や船でも使用可能なものは、自動車に使用する種類の腰掛け(9401.20 号)ではなく、その他の腰掛けとして 9401.80 号に分類されることを明記した。
95.05	クリスマス用品	95.05 項に分類されるクリスマス用品の範囲を明確化した。